
公立大学法人青森公立大学第3期中期計画（案）

◆◇◆ 中期計画の構成 ◆◇◆

前文	1
第1 中期計画の期間	2
第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置	2
1 教育に関する目標を達成するための措置	2
2 研究に関する目標を達成するための措置	4
第3 地域貢献に関する目標を達成するための措置	5
1 地域連携・広域連携の強化に関する目標を達成するための措置	5
2 地域還元・情報提供に関する目標を達成するための措置	5
3 地域人材の輩出に関する目標を達成するための措置	6
4 市への貢献に関する目標を達成するための措置	6
第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置	6
1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	6
2 人材の確保に関する目標を達成するための措置	6
3 人事評価の給与・昇任等への反映に関する目標を達成するための措置	6
4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置	7
5 広報活動の推進に関する目標を達成するための措置	7
第5 経営・財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	7
1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置	7
2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置	7
3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置	7
4 内部統制の強化に関する目標を達成するための措置	8
第6 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置	8
1 評価の充実に関する目標を達成するための措置	8
2 評価結果の活用に関する目標を達成するための措置	8
3 情報提供に関する目標を達成するための措置	8

第7 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置	8
1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置	8
2 安全管理に関する目標を達成するための措置	9
3 ユニバーサル社会の実現に向けた意識向上に関する目標を達成するための措置	9
第8 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	9
第9 短期借入金の限度額	9
1 短期借入金の限度額	9
2 想定される理由	9
第10 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	9
第11 剰余金の使途	9
第12 その他市の規則で定める業務運営に関する計画（青森市地方独立行政法人法施行細則第4条関係）	10
1 施設及び設備に関する計画	10
2 人事に関する計画	10
3 積立金の処分に関する計画	10
【別紙】予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	11

青森公立大学の目指すもの

公立大学法人青森公立大学の「第3期中期計画」策定にあたって

青森公立大学は、開学以来、人間性についての深い理解に裏付けられた専門性を持った教養人として、経営学と経済学についての学際的、総合的な思考力を備えた人材の養成、即ち「専門性を持った教養人の育成」を図るため、独自性・革新性を発揮しつつ大学運営を行ってきた。

こうした中でこれまで、青森市民によって支えられている大学であることを強く自覚し、様々な取組を通じて、市民の負託にこたえていくため、教育・研究の一層の推進と活性化を図り、地域のリーダーとなるべき人材を輩出するとともに、県都の知の拠点として、青森市はもとより、大学の設立・運営に大きく関わった地域である東津軽郡及び青森県における地域社会の発展に貢献してきたところである。

第3期中期計画においては、青森公立大学に求められている使命を果たすため、引き続き大学改革に積極的に取り組んでいくこととし、特に教育・研究の改善や志願者の確保、就職率の向上、地域貢献・広域連携の充実を図り、青森圏域連携中枢都市圏の中心市の都市機能の一つとして、存在意義を一層高めていくこととする。

また、業務運営の改善を行うとともに、教職員の意識改革やモチベーションの向上を図り、自律的・効果的な大学運営に取り組んでいくこととする。

このように、大学改革を戦略的かつ積極的に行うとともに、法人の設立団体である青森市をはじめ、地域との連携をより強固なものとし、青森公立大学に求められる使命を全うするために、令和3年からの第3期中期計画を定めるものである。

第1 中期計画の期間

令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6年間

下線：新設計画及び数値目標

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 学生の育成に関する目標を達成するための措置

① 学生課程

- ・入学生に対し本学学部の教育目標・教育方針について周知を徹底する。
- ・シラバス（講義計画・概要）において到達目標を明示してそれに基づく適切な授業運営及びGPAに基づく成績評価を徹底し、成績優秀者の表彰及び成績不振者の個別指導を充実させる。
- ・学生の学習成果を適切に把握し、活用していく。

② 博士課程（前期・後期）

- ・入学生に対し本学大学院の教育目標・教育方針について周知を徹底する。
- ・シラバス（講義計画・概要）に基づく適切な授業運営及び成績評価を行う。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

① 教育プログラムの検証・再編

【学士課程】【博士課程（前期・後期）】

- ・学生及び大学院生に対する授業評価に関するアンケート等を実施し、その結果に基づく教育改善を推進する。
- ・現行カリキュラムの検証及び必要な改善を図る。

② 教育方法の改善

【学士課程】【博士課程（前期・後期）】

- ・FD（教員の教育・研究の質の向上を図るために取組）を通じて、教員間の学生指導に関する情報共有を行い、教育方法や実施体制の改善を行う。
- ・大学での学修の進め方を学ぶための初年次教育を充実させる。
- ・他大学や地域・企業等との連携を図り、単位互換や地元地域等実社会を教育現場とする体験学習などにより学修機会の充実を図る。
- ・アクティブラーニングにより、学生が能動的に学修できる教育方法を推進する。

③ グローバル化への対応

【学士課程】

- ・語学研修や留学制度等、海外における教育機会の充実を図る。
- ・海外の教育機関や研究者等との交流や共同研究等を推進する。

④ 人間としての魅力を高めるための教育

【学士課程】【博士課程（前期・後期）】

- ・経営経済の専門分野の修得に加え、芸術・文化を理解し、社会的倫理観を身に付けた人材を育成するため、教育科目的充実を図る。

(3) 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置

① 教員の教育指導能力の向上

【学士課程】【博士課程（前期・後期）】

- ・教員の指導能力の向上のため、F D活動等を充実させるとともに、授業評価に関するアンケート等の結果を踏まえ検証し、改善する。

② 教育環境の整備

【学士課程】

- ・教室内の設備の充実やT A（学生による授業補助者）制度の活用により、授業の環境を整える。
- ・教育課程の中で国際芸術センター青森、国際交流ハウス等の交流施設及び設備の利活用を推進する。
- ・学部教育、地域及び海外との教育機会の充実を図るため、I C T（情報通信技術）の活用を促進する。

【博士課程（前期・後期）】

- ・サテライトの有効活用を図るとともに、遠隔授業の利用促進を図る。

③ 学修環境の整備

【学士課程】【博士課程（前期・後期）】

- ・学部生及び大学院生のニーズを把握し、学修環境の利便性を向上させる。
- ・大学院生へP Cの貸与を行う。

(4) 学生の受入に関する目標を達成するための措置

① 学士課程の学生確保

- ・一般選抜において、定員の3倍程度の志願者を常に確保する。

・効果的に学生募集活動を実施するために、県内外の高校訪問、出張講義・大学見学を実施する。さらに県内においては、県内高校との懇談会や高大連携事業等を実施することで、高等学校との連携を図り、県内からの志願者の増加に繋げる。

・入試関連を中心としたデータを分析し、W e b活用も含めた効果的な広報活動を実施する。

・アドミッション・ポリシーに適合する学生を確保するため、学生選抜方法を検証し、必要に応じて改善を行う。

② 博士課程（前期・後期）の学生確保の強化

- ・入学定員と同数程度の志願者を常に確保する。

- ・学部教育との連携の円滑化を図り、学部からの進学を促進させる。
- ・社会人入学者を確保するため、行政機関や民間企業等への働き掛けを充実させる。
- ・入学者選抜説明会を効果的に実施するとともに、入試に係る相談体制を充実させる。
- ・社会的ニーズに見合った教育の実施体制及び履修証明プログラム等の内容を検証し、必要に応じて改善を行う。

(5) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

① 学生活支援

【学士課程】

- ・生活困窮者等に対する授業料減免や各種奨学金制度の情報提供等、学生活支援を充実させる。
- ・課外活動の活性化を支援するための施設・設備を充実させる。
- ・後援会及び同窓会の活動支援を行う。
- ・社会活動における学生と地域との交流を支援する。
- ・学生活のあらゆる面について、学生の不安や問題を的確に把握し、必要な支援を行う。
- ・食堂や売店などの福利厚生施設及び内容の充実を図る。

【博士課程（前期・後期）】

- ・大学院特待奨学生制度の適正な運用を図る。

② キャリア支援

【学士課程】

- ・就職を希望する全ての学生が就業できるように、キャリアセンターを中心としたキャリア支援体制の強化を充実させる。
- ・オンライン求人情報管理システムを活用した、学生への情報提供体制を推進する。
- ・企業連携推進員を中心とした県内外の企業訪問を計画的に行い、就職先の新規開拓を図る。
- ・インターンシップへの参加促進など、低学年時からのキャリア支援を充実させる。
- ・O B ・ O Gとの連携を図り、就職支援ネットワークの強化を図る。
- ・全国平均値を上回る就職率を毎年度維持する。
- ・過去3年間（平成30年度～令和2年度）の平均を上回る、県内就職率を維持する。

【博士課程（前期・後期）】

- ・就職を希望する大学院生へのキャリア支援を充実させる。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究内容に関する目標を達成するための措置

- ・基礎的及び応用的研究を推進する。
- ・地域課題・国際的課題の研究を推進する。

- (2) 研究水準及び研究成果に関する目標を達成するための措置
 - ・高い研究成果を顕彰する。
 - ・教員の研究成果をホームページ及びマスメディア等の活用により学内外へ積極的に情報発信する。
 - ・公開講座を開催するなど、研究成果を社会還元する。
 - ・海外研究者と共同研究事業を推進する。
- (3) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置
 - ・学生が研究活動に参加できる環境整備の充実を図る。
 - ・地域連携センターの研究機能の充実及び共同研究並びに産学官金連携を推進する。
 - ・教員サバティカル制度（長期研修制度）の活用を図る。
 - ・戦略的志向に基づく研究費の適正な配分を行う。
- (4) 市の課題解決に関する目標を達成するための措置
 - ・青森市等との連携協力を進め、市が抱える政策課題等の問題解決に向けた研究活動に参加する。

第3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

- 1 地域連携・広域連携の強化に関する目標を達成するための措置
 - ① 地域連携実施体制の強化
 - ・地域連携センターにおける各種地域連携活動の充実を図るとともに、教職員や学生がゼミ活動や課外活動において地域課題への取組やボランティア活動等の地域の活動に参加しやすい環境を整備する。
 - ② 地域の大学との連携
 - ・地域の大学間の連携を強化し、地域の課題解決に積極的に取り組む。
 - ③ 青森県及び県内自治体、企業等との連携
 - ・青森県の地域課題に関する研究活動や地域事業などに参加し、青森県との連携体制を強化する。
 - ・県内の市町村との新たな連携を図り、大学の人材及び研究成果を活用し地域に貢献する。
 - ・地域の企業、NPO等との連携を推進し、地域活性化に関する活動を支援する。
 - ④ 「青森圏域連携中枢都市圏」の取組への参画
 - ・「青森圏域連携中枢都市圏」の取組に積極的に参画し、圏域内の市町村等の地域課題の解決や圏域の活性化に取り組む。

2 地域還元・情報提供に関する目標を達成するための措置

- ・ホームページ、広報誌、マスメディア及びまちなかラボを活用し、広く地域に人的資源や教育研究成果の情報を提供する。
- ・研究成果を公表するために公開講座を過去2年間（令和元年度～令和2年度）の平均以上開催する。

3 地域人材の輩出に関する目標を達成するための措置

(1) 起業・創業や地元企業による新たな領域での事業展開に挑戦する人材育成に関する目標を達成するための措置

- ・市及び商工団体等と連携して、学生及び市民等に対する起業・創業支援及び人材育成に関する取組を行う。

(2) 商工団体等や地域のニーズを踏まえた実践的な人材育成に関する目標を達成するための措置

- ・商工団体等と連携しながら、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用して、フィールドワークやゼミ活動等で地域や企業の事業に参画し、学生の事業創造力を育成する。

4 市への貢献に関する目標を達成するための措置

- ・青森市の行政施策との緊密な連携により、行政課題の解決や地域貢献に係る活動に教員並びに学生が参加し、積極的に取り組む。

第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- ・戦略的かつ機動的な大学運営を図る目的から、法人経営と教学全般を包括する執行部機関の運用を図る。
- ・審議会等の委員等から大学運営に関する意見等を聴取し、大学運営に反映させる。

2 人材の確保に関する目標を達成するための措置

- ・大学設置基準及び大学院設置基準に定められた教員数を維持しつつ、教育・研究の質の向上が図られるよう、優秀な教員の確保に取り組む。
- ・人材育成を図るため、ＳＤ研修や学外の研修への積極的な参加を促進する。
- ・事務局の業務内容、業務分担を見直し、適正な組織体制を検証し、必要に応じて整備を行う。

3 人事評価の給与・昇任等への反映に関する目標を達成するための措置

- ・市の人事評価制度に準じた事務職員の人事評価を早期に実施し、給与・昇任等に反映させる。

- ・教員を対象とした人事評価を実施し、給与・昇任等に反映させる。

4 事務の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ・時代の変化と社会の要請に対応した教員職員の配置を機動的に実施する。
- ・事務内容の検証により、外部委託化等の可能な事務のアウトソーシングを進める。
- ・内部事務の効率化を図り、事務の適正な配分を行う。

5 広報活動の推進に関する目標を達成するための措置

- ・ホームページ等を通じ、大学の現状についてのタイムリーな情報を発信する。
- ・大学における人材情報、受託研究、調査情報等を各種広報媒体を通じて広く発信する。

第5 経営・財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

(1) 教育関連収入に関する目標を達成するための措置

- ・社会情勢に配慮しながら、料金設定の適正性を検証する。
- ・受験生確保のために高校訪問、オープンキャンパス、各種情報発信等を戦略的かつ積極的に行う。

(2) 研究関連収入に関する目標を達成するための措置

- ・科学研究費補助金等の外部研究費の獲得増に向けて、情報の収集、提供、申請の奨励を図り、過去2年間（令和元年度～令和2年度）の平均以上の申請を行う。

(3) その他外部資金の獲得に関する目標を達成するための措置

- ・国、自治体、財団法人、民間企業等からの外部資金に関する情報収集をすすめ、資金獲得を図る。
- ・各種寄附金等の獲得増に取り組む。
- ・国際芸術センター青森や交流施設、大学の施設・設備の貸出しによる収入増を図るため、利用促進のPRを図る。
- ・国際芸術センター青森の効果的な運営を維持するため、自己収入の獲得を図る。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- ・教職員のコスト意識の涵養に取り組み、教育の質の維持向上を図りつつ業務の改善を進め、業務量及び経費の削減を進める。
- ・契約方法の競争的環境の確保等により管理経費の抑制に努めるとともに、効率化が見込める業務については外部委託化を進める。
- ・財務状況の分析に基づき、柔軟な予算組替えと効率的な予算執行に取り組む。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ・資産の状況を点検・把握し、適切な管理を行い、より一層効果的な活用を推進する。
- ・余裕資金の安全かつ効果的な運用を図る。

4 内部統制の強化に関する目標を達成するための措置

- ・内部統制規程に基づき、内部統制の取組を着実に実施する。
- ・教職員の法令遵守に対する意識の向上を図る。

第6 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- ・中期計画や年度計画の進捗管理を行い、適切な自己点検及び自己評価を実施する。
- ・第三者機関による定期的な外部評価を受ける。

2 評価結果の活用に関する目標を達成するための措置

- ・評価結果を大学運営の改善に活用する。
- ・P D C Aサイクルによる継続的な改善を図る。
- ・評価結果や改善策等については、教職員がその情報を共有し、全学的な改善に向けた意識の向上を図る。

3 情報提供に関する目標を達成するための措置

- ・法人の経営及び財務状況、大学の教育、研究及び地域貢献等に対する自己評価、外部評価等の改善策について、ホームページ等において公表する。
- ・個人情報の保護に努めるとともに、外部からの情報開示の請求には迅速に対応し、透明性の確保を図る。

第7 その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- ・インフラ長寿命化計画に基づき、定期的な点検や診断による効果的な修繕・更新を行う。
- ・良好な教育環境を保持するため、本学施設・設備の維持管理を適切に行う。
- ・地域貢献として図書館等の大学施設を開放し、活用の充実を図る。
- ・国際芸術センター青森において、青森市の次世代を担う小・中学生を対象とした校外学習受け入れなどの教育プログラムの実施や、広く市民を対象とした芸術作品の展示及びワークショップ、青森アートミュージアム5館連携協議会の取組への参画により施設利用の促進を図る。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ・防災対策と危機管理体制を強化する。
- ・学生、教職員の健康の保持増進に努め、定期的な健康診断を実施するとともに、健康相談や健康管理指導を図る。
- ・衛生委員会を運営し、学内の安全衛生に関する検証・報告を行う。
- ・学内の情報システムに係る管理保護規程に基づき、ソフトウェアの不正使用防止や情報セキュリティの向上を図る。
- ・感染症情報を随時収集し、周知するとともに、必要な対策を講じる。

3 ユニバーサル社会の実現に向けた意識向上に関する目標を達成するための措置

- ・学生、教職員に対し、ユニバーサル社会の実現に向けた人権意識の向上を認識させるとともに、各種ハラスメントや人権侵害を抑制するための防止体制と相談体制の強化を図る。
- ・ハラスメント防止委員会を運営し、学内のハラスメントに関する検証・報告を行う。
- ・障害を理由とする不当な差別的取扱いがないように合理的配慮の提供を行う。

第8 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙のとおり

第9 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は2億円とする。

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることを想定する。

第10 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第11 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び学生生活の充実並びに地域貢献活動の推進を図るために充てる。

第12 その他市の規則で定める業務運営に関する事項(青森市地方独立行政法人法施行 細則第4条関係)

1 施設及び設備に関する計画

施設及び設備の大規模修繕に係る経費については、経年劣化による老朽度合いを勘案して大学が作成する修繕計画に基づき、所要額を措置するものとする。ただし、災害等により緊急に対応する必要が生じた場合においては、青森市と協議のうえ、必要な所要額を措置する。

2 人事に関する計画

- ・大学として、自立的かつ効率的な経営が可能となる人事制度を構築し、教育研究業務、地域貢献業務及び大学運営業務の活性化を図る。
- ・教員職員については、大学設置基準及び大学院設置基準に定める定足数を確保しつつ、適正な能力を有する教員職員の確保及び人件費の適正な管理を行う。
- ・事務職員については、大学運営に関する専門的知識を有する職員の養成・確保を図るため、計画的な法人職員の採用を行う。

3 積立金の処分に関する計画

剰余金の使途に掲げられた目的を達成するため、以下の経費に充てる。

- ・学内情報システム関係経費
- ・修学・就業環境関係経費
- ・国際交流関係経費
- ・地域貢献関係経費

【別紙】予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（令和3年度～令和8年度）

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金収入	2,372
自己収入	5,164
授業料、入学金及び検定料収入	4,914
その他収入	250
受託研究等収入	11
補助金等収入	9
計	7,556
支出	
教育研究経費等	1,404
受託研究費等	11
人件費	4,007
一般管理費	2,125
補助金事業費	9
計	7,556

【人件費】

- (1) 人件費については、教員の年次採用計画に基づく新規採用に係る人員増分を含めて所要額を予算計上する。
- (2) 退職手当については、公立大学法人青森公立大学が定める規程に基づいて支給するが、当該事業年度の予算編成過程において予算計上する。

【運営費交付金の算定方法】

運営費交付金 = (教育研究経費等 + 受託研究費等 + 人件費等 + 一般管理費) - 自己収入

- (1) 運営費交付金算定の収入及び経費の内容は、次のとおり。

項目	内容
教育研究経費等	教育実習事業費、大学入学共通テスト経費、入学者選抜経費、学生生活支援事業費、就職支援事業費、個人研究費、地域連携センター運営経費、大学図書資料整備事業費、大学情報管理経費 等
受託研究費等	地域連携センター受託研究費 等
人件費等	常勤・非常勤役員給与、専任・非常勤教員給与、研究員給与、プロパート職員給与、派遣職員給与、嘱託職員給与、臨時職員給与 等
一般管理費	大学施設維持管理経費、燃料費・光熱水費、一般管理費 等
自己収入	授業料、入学金及び検定料収入、施設貸付料 等

(2) 教育研究経費等及び一般管理費分について、令和4年度から令和8年度までは、令和3年度基準額をベースに、それぞれ前年度マイナス1%の効率化係数が適用される（一部を除く）。

(3) 物価変動やベースアップについては、見込んでいない。

【特別運営費交付金】

臨時の経費として当該事業年度に必要な経費については、所要額を個別に算定し、予算編成方針において予算計上する。

【施設整備費補助金】

大規模修繕費については、所要額を個別に算定し、予算編成過程において予算計上する。

2 収支計画（令和3年度～令和8年度）

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	7,514
経常費用	7,514
業務費	5,375
教育研究経費等	1,357
受託研究費等	11
人件費	4,007
一般管理費	2,070
財務費用	1
減価償却費	68
収入の部	7,514
経常収益	7,514
運営費交付金収益	2,329
授業料等収益	4,872
受託研究等収益	11
補助金収益	9
資産見返負債戻入	43
資産見返運営費交付金等戻入	3
資産見返物品受贈額戻入	40
財務収益	1
雑益	249
純利益	0
総利益	0

3 資金計画（令和3年度～令和8年度）

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	7,847
業務活動による支出	7,488
投資活動による支出	42
財務活動による支出	26
次期中期目標期間への繰越金	291
資金収入	7,847
業務活動による収入	7,555
運営費交付金収入	2,372
授業料、入學金及び検定料収入	4,914
受託研究等収入	11
その他収入	258
投資活動による収入	0
財務活動による収入	1
前期（中期目標期間からの）繰越金	291

■用語の解説

シラバス

授業科目名、担当教員名、講義目的、講義概要、毎回の授業内容、成績評価方法、教科書や参考文献、その他履修する上で必要となる要件について示した授業計画。

GPA (Grade Point Average)

成績評価を数値化して平均値を算出したもの。

カリキュラム

一定の教育の目的に合わせて教育内容と学習支援を総合的に計画したもの。

FD (Faculty Development)

教員が授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な取組。

単位互換

協定を結んだ他の学校での履修を認め、単位認定する制度。

アクティブラーニング

主体的・対話的で深い学びの視点からの学習法。

グローバル化

これまでの国の枠を越えて、生活や経済活動における相互関係が世界的規模で広がっていくこと。

TA (Teaching Assistant)

学部学生等に対するチュータリング（助言）や実験、実習、演習等の教育補助業務を行い、これに対する手当を支給される大学院生等をいう。

ICT (Information and Communication Technology)

通信技術を使って、人とインターネット、人と人が繋がる技術のこと。

サテライト

大学から離れた場所に設置された教室。

アドミッション・ポリシー

大学が受験生に求める能力、意欲、適正、経験などについて、大学の考え方をまとめた基本的方針。

履修証明プログラム

学生以外の方（社会人等）を対象として、必要な講習を体系的に編成した教育プログラム。

キャリア支援

学生のキャリア形成を支援するために、大学が意識的に行う教育活動及び各種の支援活動のこと。狭義には、就職支援のことを指し、その意味で用いられることが多い。

インターンシップ

学生が在学中に、企業等において自らの専攻や将来希望する職業に関連した就業体験を行うこと。

産官学金

民間企業、大学などの教育機関、公設研究機関、産業支援機関、自治体、金融機関など

教員サバティカル制度

教員に実務経験を含む研修の機会を与え、その資質向上を図る長期研修制度。

フィールドワーク

現実的課題や地域課題に関心を持ち、対応できる能力を高めるため、学修テーマの素材を地域のフィールドに求め、「理論を現場（地域）に学ぶ」ことを徹底した体験的、実践的な学習方法。

S D (Staff Development)

職員を対象とした、管理運営や教育・研究支援までを含めた資質向上のための組織的な取組。

アウトソーシング

大学内部の組織で賄っていた業務を外部に委託すること。

オープンキャンパス

入学希望者を対象とした説明会や学校見学会。学科・専攻の教育研究内容、カリキュラム、施設等の情報について周知広報を行うことを目的に、説明会、模擬授業、施設見学を行う。

P D C Aサイクル

特定の目的を円滑に進める手法として、P l a n（計画）→D o（実行）→C h e c k（評価）→A c t（改善）の4手段を活用し、大学運営等を継続的に改善する手法。

インフラ長寿命化計画

国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、管理・所管するインフラ（施設及び設備）の維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする計画。

ユニバーサル社会

市民一人ひとりがお互いの違いや人格を尊重しつつ、それぞれが対等な社会の構成員として自立し支え合うとともに、すべての市民が持てる能力を最大限発揮できる社会。